

国から地方への事務・権限の移譲等に係る 各府省の検討結果に対する意見

全国知事会

《事務・権限の移譲にあたり国に対処を求める共通事項》

個々の事務・権限についての移譲の可否の理由、留意事項等については回答様式に記載のとおりであるが、次の事項については、全ての事務・権限の移譲に共通して、国が責任をもって対処することを求める。

- ・ 事務・権限の移譲対象を具体的に国が決定する段階では、工程表などの手順・スケジュールや具体的な人員・財源措置を示すこと。
- ・ 財源については、地方に移譲された事務・権限の実施にあたり財源（人件費相当額を含む。）の不足が生じないよう、必要総枠を確保し、国から地方に財源移譲すること。
- ・ 人員については、技術や専門性を有する人材を育成・確保するため、研修や職員派遣など必要な支援を行うこと。
- ・ 事務・権限の移譲を円滑に進めるため、マニュアルの整備や技術的助言など必要な支援を行うこと。
- ・ 事務区分（自治事務・法定受託事務）、並行権限、国の関与や義務付け・枠付けについては、地方分権推進計画や地方分権改革推進委員会第2次勧告及び第3次勧告で設定されたメルクマール等の範囲内とすること。

なお、今回の回答は国から都道府県及び市町村への移譲を想定したものであるが、全国知事会としては、引き続き複数都道府県が構成する特別地方公共団体への移譲を求めていくこととしていることに留意されたい。

各府省の回答が「A-a(全国一律・一斉に移譲するもの)」であった事務・権限の一覧表

No.	出先機関名	事 務 ・ 権 限 名	区分	理 由 等
1	法務局	司法書士試験の実施	C	地方の事務と関連が低い国家試験については国による試験実施とし、民間委託等、効率的な手法を検討されたい。
2	法務局	土地家屋調査士試験の実施	C	地方の事務と関連が低い国家試験については国による試験実施とし、民間委託等、効率的な手法を検討されたい。
3	法務局	人権擁護に関する諸事務のうち、人権啓発活動地方委託事業の中のネットワーク事業を除く事務	A	人権啓発地方委託事業の非ネットワーク事業については、地方が自主的に判断して事業実施できるよう、自由度の高い交付金によって必要な財源措置を行うことを条件とすべき。
4	地方厚生局	医療法人(広域)等の監督	A	・2以上の都道府県の区域において活動する法人(広域)の監督について、都道府県が連携して対応しているNPO法人の監督(特定非営利活動促進法)や建設業の監督(建設業法)等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。 ・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。(国で想定している関与の内容の提示を求める。)
5	地方厚生局	国開設病院等の監督	A	・監督だけでなく、国開設病院の開設や病床の増設の承認等についても一体として移譲すべき。 ・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。(国で想定している関与の内容の提示を求める。)
6	地方厚生局	指定医療機関等の指定 ・「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に規定する指定医療機関の指定	A	・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。(国で想定している関与の内容の提示を求める。)
7	地方厚生局	指定医療機関等の指定 ・特定感染症指定医療機関からの報告徴収等	A	・報告徴収及び立入検査権限だけではなく、許認可権限や命令権限も一体として移譲すべき。 ・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。(国で想定している関与の内容の提示を求める。)

【区分欄の見方:A・・・移譲を受ける方向で検討、C・・・当面、移譲を見送るべきもの】

8	地方厚生局	指定医療機関等の指定等 ・「児童福祉法」に規定する指定療育機関の指定等 ・「母子保健法」に規定する指定養育医療機関の指定等	A	・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。(国で想定している関与の内容の提示を求める。) ・療育医療、養育医療とも、都道府県及び政令市、中核市が実施者となっていることから、移譲先についても実施者と同じとすることについて検討が必要。
9	地方厚生局	指定医療機関等の指定等 ・「戦傷病者特別援護法」に規定する指定医療機関の指定	A	・関係法令には、指定に係る具体的な基準等の記載がないことから、指定に係る審査基準や、指定後の指導監督等の方法を具体的に示すべき。(法定受託事務) ・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。(国で想定している関与の内容の提示を求める。)
10	地方厚生局	・養成施設等の指定及び監督 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士、歯科技工士、保育士、社会福祉士、介護福祉士、児童福祉司、児童福祉施設の職員、児童自立支援専門員、社会福祉主事、精神保健福祉士、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、理容師、美容師、食鳥処理衛生管理者、食品衛生管理者、食品衛生監視員、栄養士、調理師、製菓衛生師 ・講習会の指定・登録 食品衛生管理者資格認定講習会、食鳥処理衛生管理者資格取得講習会	A	・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。(国で想定している関与の内容の提示を求める。) ・栄養士養成施設と管理栄養士養成施設が併設されている場合や、これらの施設を一の法人が設置している場合があるが、栄養士養成施設の指定及び監督権限が都道府県に移譲された場合、地方厚生局に権限がある管理栄養士養成施設との間で所管が国と都道府県に分かれるため、混乱が生じないような配慮や十分な準備をすべき。 ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。 なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体(国か、都道府県か)、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。
11	地方厚生局	生活衛生同業組合振興計画の認定	A	・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。(国で想定している関与の内容の提示を求める。)

12	地方厚生局	中小企業の交流又は連携及び組織に関する事務 ・中小企業団体法に基づく協業組合の設立認可、報告、立入検査等 ・中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の設立認可、報告、立入検査 等	A	・2以上の都道府県の区域において活動する組合（広域）の監督について、都道府県が連携して対応しているNPO法人の監督（特定非営利活動促進法）や建設業の監督（建設業法）等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。 ・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）
13	地方厚生局	社会福祉法人（広域）等の認可	A	・2以上の都道府県の区域において活動する法人（広域）の監督について、都道府県が連携して対応しているNPO法人の監督（特定非営利活動促進法）や建設業の監督（建設業法）等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。 ・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・NO24「社会福祉法人の指導監査」と一体として移譲を求める。
14	地方厚生局	消費生活協同組合（広域）の許可、認可及び承認	A	・2以上の都道府県の区域において活動する組合（広域）の監督について、都道府県が連携して対応しているNPO法人の監督（特定非営利活動促進法）や建設業の監督（建設業法）等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。 ・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・NO23「消費生活協同組合の検査指導」と一体として移譲を求める。
15	地方厚生局	精神保健指定医の指定に関する事務（指定証の交付等）	A	・指定医証の交付等の事務だけではなく、精神保健指定医の指定、職務停止命令等の権限も一体として移譲すべき。 ・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・指定医証にかかる各種届出義務を規定するなど法改正等の対策を講じること。

16	地方厚生局	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の特別買上償還に関する証明書の発行	A	・居住都道府県と裁定都道府県が一致しないため、事務の流れ、広域的連携体制等の整備、証明する基準等を明確化すること。 ・買上償還の対象条件の一つである「生活保護受給者ではないが保護を要する状態に陥るおそれがある者」については、国が明確な基準を定めること。（法定受託事務） ・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）
17	地方厚生局	医師等の臨床研修施設等の指導監督	A	・指導監督の権限とともに施設指定等の権限を併せて地方に移譲すべき。 ・当該指導監督は根拠法令がない任意の実地検査等であることから、「指導監督」の位置づけや意味を整理すべき。 ・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）
18	地方厚生局	総合衛生管理製造過程（HACCP）の承認等	A	・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・食品衛生法に基づく営業者の監視等の事務・権限は、都道府県のほか、政令市、中核市及び保健所設置市も所管しており、これらの市への移譲も含めて検討すべき。
19	地方厚生局	指定検査機関の指定等 （食鳥検査法の指定検査機関）	A	・国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護する観点から指定基準を示す必要がある。 ・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・都道府県による検査の委託先を指定する制度であることから、指定の効力が全国に通用するものではなく、指定した都道府県にのみ効力を有する仕組みとすることも含め検討すべき。 ・政令市、中核市及び保健所設置市においても食鳥検査を実施しており、これらの市についても移譲先とすることについて検討が必要。

20	地方厚生局	健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令	A	・「検査・収去」等の権限と併せて地方に移譲すべき。 ・権限移譲後の国による並行権限行使については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合に限るべき。 ・広域的な被害のまん延防止の観点から勧告等の基準を示すべき。 ・2以上の都道府県の区域において活動する事業者（広域）の監督について、都道府県が連携して対応しているNPO法人の監督（特定非営利活動促進法）や建設業の監督（建設業法）等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。 ・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）
21	地方厚生局	医療監視（特定機能病院の指導監督及び緊急時における医療監視）	A	・報告徴収及び立入検査権限だけではなく、特定機能病院を称することの承認、改善命令等の権限も一体として移譲すべき。 ・特定機能病院が医療機能評価機構に対して報告する事故情報を、医療機能評価機構から速やかに都道府県へ情報提供する仕組み等を設けるべき。 ・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）
22	地方厚生局	介護保険・サービスに関する指導	A	・現在、国及び都道府県又は市町村合同で行っている事業所への指導について、都道府県又は市町村のみで行うこととなるが、法令上もこれを明確にするべきである。（国の指導権限を廃止） ・介護保険事業の運営、サービス全般については、国によって詳細な基準整備がされていることから、指導についても国による統一的な指導基準を整備すべき。 ・2以上の都道府県の区域において活動する事業者（広域）の監督について、都道府県が連携して対応しているNPO法人の監督（特定非営利活動促進法）や建設業の監督（建設業法）等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。 ・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）

23	地方厚生局	消費生活協同組合の検査指導	A	・2以上の都道府県の区域において活動する組合（広域）の監督について、都道府県が連携して対応しているNPO法人の監督（特定非営利活動促進法）や建設業の監督（建設業法）等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。 ・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・NO14「消費生活協同組合（広域）の許可、認可及び承認」と一体として移譲を求める。
24	地方厚生局	社会福祉法人の指導監査	A	・2以上の都道府県の区域において活動する法人（広域）の監督について、都道府県が連携して対応しているNPO法人の監督（特定非営利活動促進法）や建設業の監督（建設業法）等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。 ・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・NO13「社会福祉法人（広域）等の認可」と一体として移譲を求める。
25	地方農政局	農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務	A	・関係業者に対する立入検査権と併せて、措置命令権についても移譲すべき。 ・権限移譲後の国による並行権限の行使については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合等に限るべき。

26	地方農政局	食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務(民間に対する助成)	A	・報告徴収・立入検査の権限と併せて、指導・勧告・措置命令等の権限についても地方に移譲すべき。また、省エネ法については特定事業者等の指定、定期報告書や中長期計画書の受理等の権限も含め、包括的に移譲すべき。 ・引き続き国が並行して権限を行使することが可能とされているが、省エネ法については国に留保される権限がないことから、国の並行権限を付与すべきでない。 ・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。
27	地方農政局	食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務(民間に対する広報啓発)	A	
28	経済産業局	景気動向等に関する統計調査の実施 ・経済産業省生産動態統計調査(法定受託事務を除く)(都道府県が既に調査を実施している業種であって、都道府県の側において受け入れる体制が整ったものについて移譲を検討)	C	・民間委託等により実施すべき。
29	経済産業局	新規産業の環境整備に関する事務 ・エンジェル税制の認定	A	・事務が大都市に集中していることから、取扱の少ない地域に配慮しマニュアル等を示すべき。
30	経済産業局	商工会議所に係る許認可・監督に関する事務(商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い、都道府県への移譲を検討。)	A	・定款変更等に係る国の権限を包括的に移譲することはもとより、設立認可、不利益処分、監督権限等についても併せて移譲すべき。
31	経済産業局	工業標準化法(JIS法)に基づく事業所への立入検査等の事務(一の都道府県内にのみ事業所等がある認証製造業者等への報告徴収、立入検査の権限については、事業所等の所在地を管轄する都道府県に権限付与(併行権限)を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。)	A	・報告徴収、立入検査の権限のほか、認証製造業者等への措置命令権限についても包括的に移譲すべき。 ・権限移譲後の国による並行権限行使については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合等に限るべき。
32	経済産業局	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・中小企業の経営承継の円滑化に関する事務	A	・税関連の解釈等について国と都道府県との十分な連携を図るべき。
33	経済産業局	中小企業の交流又は連携及び組織に関する事務 ・中小企業団体法に基づく協業組合の設立認可、報告、立入検査等 ・中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の設立認可、報告、立入検査 等	A	—

34	経済産業局	割賦販売法に基づく前払式割賦販売業者、前払式特定取引業者、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者に対する許可・登録、立入検査、報告徴収、処分等に関する事務（一の都道府県内にのみ事業所等がある信用購入あっせん業者に対する報告徴収・立入検査の権限付与（並行権限）を検討。ただし、引き続き出先機関の事務・権限として実施。）	A	・報告徴収、立入検査に加えて、登録、改善命令、業務停止命令等の権限を移譲すべき。 ・前払式割賦販売業者、前払式特定取引業者に対する事務については、現行法令では報告徴収、立入検査の権限にとどまっているが、許可、改善命令、業務停止命令等の権限を移譲すべき。 ・権限移譲後の国による並行権限行使については、二以上の都道府県の区域にわたり消費者の利益が害されるおそれがあり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があったときに限るべき。
35	経済産業局	消費生活用製品安全法に基づく消費生活用製品の製造・輸入業者への立入検査等の事務（一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。）	A	・報告徴収、立入検査といった調査権限に加えて、届出、改善命令等の権限を移譲すべき。 ・販売事業者に対する事務については、現行法令では報告徴収、立入検査の権限にとどまっているが、改善命令等の処分権限を移譲すべき。 ・権限移譲後の国による並行権限行使については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合等に限るべき。 ・市においても販売事業者等の報告徴収、立入検査を実施していることから、当該市についても移譲先とすることを検討することが必要。
36	経済産業局	電気用品安全法に基づく電気用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務（一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。）	A	・報告徴収、立入検査といった調査権限に加えて、届出、改善命令等の権限を移譲すべき。 ・販売事業者に対する事務については、現行法令では報告徴収、立入検査の権限にとどまっているが、改善命令等の処分権限を移譲すべき。 ・権限移譲後の国による並行権限行使については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合等に限るべき。 ・市においても販売事業者等の報告徴収、立入検査を実施していることから、当該市についても移譲先とすることを検討することが必要。
37	経済産業局	ガス事業法に基づくガス用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務（一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。）	A	・報告徴収、立入検査といった調査権限に加えて、届出、改善命令等の権限を移譲すべき。 ・販売事業者に対する事務については、現行法令では報告徴収、立入検査の権限にとどまっているが、改善命令等の処分権限を移譲すべき。 ・権限移譲後の国による並行権限行使については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合等に限るべき。 ・市においても販売事業者等の報告徴収、立入検査を実施していることから、当該市についても移譲先とすることを検討することが必要。

【区分欄の見方：A・・・移譲を受ける方向で検討、C・・・当面、移譲を見送るべきもの】

38	経済産業局	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス器具等の製造・輸入業者への立入検査等の事務（一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。）	A	・報告徴収、立入検査といった調査権限に加えて、届出、改善命令等の権限を移譲すべき。 ・液化石油ガス器具等販売事業者に対する事務については、現行法令では報告徴収、立入検査の権限にとどまっているが、改善命令等の処分権限を移譲すべき。 ・権限移譲後の国による並行権限行使については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合等に限るべき。 ・市においても販売事業者等の報告徴収、立入検査を実施していることから、当該市についても移譲先とすることを検討することが必要。
39	経済産業局	家庭用品品質表示法に基づく家庭用品の製造・販売・表示業者への立入検査等の事務（一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。）	A	・報告徴収、立入検査といった調査権限に加えて、指示、公表等の処分権限を移譲すべき。 ・卸売業者を除く販売業者に対する事務については、現行法令で報告徴収、立入検査、指示、公表といった権限が都道府県知事に認められているが、卸売業者に対する事務についても同様に移譲すべき。 ・権限移譲後の国による並行権限行使については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合等に限るべき。 ・市においても販売事業者等の報告徴収、立入検査を実施していることから、当該市についても移譲先とすることを検討することが必要。

40	経済産業局	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・容器包装リサイクル法(事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与(並行権限)を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。)	A	
41	経済産業局	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・家電リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査(報告徴収・立入検査について、事務所、事業所等の所在地を管轄する権限付与(並行権限)を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。)	A	・報告徴収・立入検査の権限とともに、指導・勧告・措置命令等の権限を併せて地方に移譲すること。また、他省共管であるため、他省所管分も調整し、まとめて移譲すべき。
42	経済産業局	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・食品リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査(事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与(並行権限)を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。)	A	・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。
43	経済産業局	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・資源有効利用促進法に基づく報告徴収、立入検査(事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与(並行権限)を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。)	A	
44	経済産業局	エネルギーの使用合理化に関する事務 ・省エネ法に基づく指導助言、報告の徴収等(一の都道府県内で完結する事業者への措置(指導・助言、報告徴収・立入検査)に関する事務・権限を、都道府県に付与することとし、その詳細を検討する。ただし、国・出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。)	A	・指導、助言、報告徴収、立入検査の権限のほか、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限についても包括的に移譲すべき。 ・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。 ・地方の自主的、主体的判断による権限の行使が困難であることから国の並行権限を付与すべきでない。
45	経済産業局	品確法の施行に関する事務等 ・揮発油(ガソリン)販売業者等の登録業務、報告、立入検査等(給油所等事業所が一の都道府県内にある揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者の報告徴収、立入検査の権限について、事業者への追加的負担が生じないよう担保しつつ、事務所、事業所等の所在地を管轄する都道府県に付与(並行権限)することを検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。)	A	・揮発油販売業者については、報告徴収、立入検査といった調査権限に加えて、登録、指示、公表等の権限を移譲すべき。 ・軽油販売業者及び灯油販売業者については、報告徴収、立入検査といった調査権限に加えて、指示、公表等の処分権限を移譲すべき。 ・権限移譲後の国による並行権限行使については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合等に限るべき。

【区分欄の見方:A・・・移譲を受ける方向で検討、C・・・当面、移譲を見送るべきもの】

46	経済産業局	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・小型家電リサイクル法に基づく報告徴収及び立入検査(事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与(並行権限)を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。)	A	・報告徴収・立入検査の権限とともに、指導・勧告・措置命令等の権限を併せて地方に移譲すること。また、他省共管であるため、他省所管分も調整し、まとめて移譲すべき。 ・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき
47	経済産業局	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準適合命令、指導・助言並びに特定特殊自動車の使用者に対する報告徴収・立入検査	A	・事務の実施にあたっては、特定特殊自動車及びその構造に係る専門知識や測定に必要な機器も必要とされるため、人材の育成、検査技術の習得、測定機器の整備等に対し、十分な支援を求める。 ・共管である他省庁の権限も併せて移譲すべき。
48	地方運輸局	旅客自動車運送事業の許認可等(自動車運転代行業に係る権限の移譲)	A	・旅客自動車運送事業、自家用有償旅客運送、自動車運転代行業、自動車道事業について、全国一律に都道府県へ移譲すべき。このうち、自家用有償旅客運送については、さらに希望する市町村に移譲する仕組みを設けることとすべき。 ・移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援など人的支援や広域的に対応する事務等について円滑な業務移譲のための措置を講ずるべき。
49	地方環境事務所	家電リサイクル法の報告徴収・立入検査(一つの都道府県を超えない場合)	A	・報告徴収・立入検査の権限とともに、指導・勧告・措置命令等の権限を併せて地方に移譲すること。また、他省共管であるため、他省所管分も調整し、まとめて移譲すべき。 ・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。
50	地方環境事務所	容器包装リサイクル法の報告徴収・立入検査(一つの都道府県を超えない場合)	A	
51	地方環境事務所	食品リサイクル法の報告徴収・立入検査(一つの都道府県を超えない場合)	A	
52	地方環境事務所	自動車リサイクル法の報告徴収・立入検査(一つの都道府県を超えない場合)	A	
53	地方環境事務所	小型家電リサイクル法の報告徴収・立入検査(一つの都道府県を超えない場合)	A	

54	地方環境事務所	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準適合命令、当該命令に係る使用者に対する報告徴収・立入検査（製造業者の規制のために必要な使用者への立入等は除く。）	A	・事務の実施にあたっては、特定特殊自動車及びその構造に係る専門知識や測定に必要な機器も必要とされるため、人材の育成、検査技術の習得、測定機器の整備等に対し、十分な支援を求める。 ・共管である他省庁の権限も併せて移譲すべき。
55	地方環境事務所	土壤汚染対策法に基づく指定調査機関の指定、監督（一の都道府県内で調査業務を行う場合）	A	・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・土壤汚染状況調査は、土壤汚染の未然防止や除去対策を実施する上で最も基本的かつ最重要の調査であることから、土壤汚染状況調査の遂行能力の有無を的確に判断する専門知識や技術を習得するための研修を行うこと。

各府省の回答が「A-b(個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲するもの)」であった事務・権限の一覧表

No.	出先機関名	事 務 ・ 権 限 名	区分	理 由 等
1	総合通信局	無線通信等に関する一般消費者の利益の保護のための広報啓発、行政相談、指導等	C	・国からは「無線局免許等の申請に係るもの及びテレビ・ラジオの受信障害等の電波監理に関する相談対応事務、その他、電波に関する様々な相談及び苦情電話対応」などが移譲する事務として示されているが、国が直接実施する無線免許等に関する事務についての相談等であると考えられるため、国で実施すべき。
2	総合通信局	情報通信技術(ICT)に関する産学官連携(民間に対する助成)に関する事務	A	・本件については、地域振興にも関するものであることから、都道府県を実施主体とすべき。 ・移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援など人的支援を講ずるとともに、最新技術に関する情報を提供すべき。
3	総合通信局	情報通信技術(ICT)に関する研究開発(国の委託研究)に関する事務	A	・本件委託研究費については、地域振興にも関するものであることから、都道府県に交付すべき。 ・移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援など人的支援を講ずるとともに、最新技術に関する情報を提供すべき。
4	総合通信局	情報通信による地域振興等(地方自治体に対する助成)	A	・本件補助金については、地域振興にも関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。 ・移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援など人的支援を講ずるとともに、最新技術に関する情報を提供すべき。
5	総合通信局	情報通信に関する広報啓発・相談(セミナー開催等)(対民間)	C	・国は「一般的なICT導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策や優良事例等の地方出先機関が管掌する管内自治体等への周知・啓発のうち、セミナー、研修会等の開催準備等の事務」の移譲を想定しているが、国主催のものであり、国で実施事務も担当すべき。
6	総合通信局	情報通信に関する広報啓発・相談(セミナー開催等)(対地方自治体)	C	・国は「一般的なICT導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策や優良事例等の地方出先機関が管掌する管内自治体等への周知・啓発のうち、セミナー、研修会等の開催準備等の事務」の移譲を想定しているが、国主催のものであり、国で実施事務も担当すべき。

7	総合通信局	ケーブルテレビ等の許認可等	A	・全国一律に移譲すべき。 ・移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援など人的支援を講ずるべき。 ・国の関与及び義務付け・枠付けについては、地方分権推進計画及び地方分権改革推進委員会第2次勧告のメルクマールの範囲内であるべき。
8	総合通信局	信書便事業の監督	A	・全国一律に移譲すべき。 ・事業計画の遵守命令、事業改善の命令、許可の取消・停止命令を併せて移譲すべき。 ・移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援など人的支援を講ずるべき。 ・国の関与及び義務付け・枠付けについては、地方分権推進計画及び地方分権改革推進委員会第2次勧告のメルクマールの範囲内であるべき。
9	経済産業局	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・物流・流通業務効率化等に関する事務	A	・他省庁との共管事務であり、経済産業局所管分を移譲しても非効率であることから、他省庁所管分も含め移譲すべき。
10	地方整備局	国営公園（イ号公園のうち、一の都道府県で完結する、整備が概成した公園に限る）の管理に関する事務（占有・行為許可等を含む）	A	・希望する都道府県への移譲とする。 ・管理等に必要な財源措置について、国から財源フレームを提示すること。
11	地方整備局	河川等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施 河川等の利用、保全に関する許認可等	A	・希望する都道府県への移譲とする。 ・整備等に必要な財源措置について、平成23年11月に本会が提出した「直轄道路・直轄河川の移管に係る財源フレーム案」を検討の上、国から財源フレームを提示すること。
12	地方整備局	直轄国道の整備及び保全に関する計画並びに工事の実施 直轄国道の管理に関する許認可等	A	・希望する都道府県への移譲とする。 ・整備等に必要な財源措置について、平成23年11月に本会が提出した「直轄道路・直轄河川の移管に係る財源フレーム案」を検討の上、国から財源フレームを提示すること。
13	北海道開発局	国営公園（イ号公園のうち、一の都道府県で完結する、整備が概成した公園に限る）の管理に関する事務（占有・行為許可等を含む）	A	・地方整備局の業務における対応と同じ。
14	北海道開発局	河川等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施 河川等の利用、保全に関する許認可等	A	・地方整備局の業務における対応と同じ。 ・協議にあたっては、北海道特例などの北海道開発の基本的な枠組みが堅持されることが前提。

15	北海道開発局	直轄国道の整備及び保全に関する計画並びに工事の実施 直轄国道の管理に関する許認可等	A	・地方整備局の業務における対応と同じ。 ・協議にあたっては、北海道特例などの北海道開発の基本的な枠組みが堅持されることが前提。
16	地方運輸局	旅客自動車運送事業の許認可等(自動車道事業に係る権限の移譲)	A	・旅客自動車運送事業、自家用有償旅客運送、自動車運転代行業、自動車道事業について、全国一律に都道府県へ移譲すべき。このうち、自家用有償旅客運送については、さらに希望する市町村に移譲する仕組みを設けることとすべき。 ・移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援など人的支援や広域的に対応する事務等について円滑な業務移譲のための措置を講ずるべき。
17	地方運輸局	中小企業等協同組合法等の権限	A	・全国一律に移譲すべき。

国から地方への移譲を求める事務・権限

(各府省の回答において、「A-a」及び「A-b」に区分された事務・権限以外のもの)

N o	出先機関名	事務・権限名	H25各府省の検討 結果	理由等
1	地方厚生局	水道事業等(計画給水人口5万人超の特定水源水道事業並びに1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業)に関する認可等	—	都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離することは非効率である。 また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいことから、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。(水道法第6条第1項等関係)
2	都道府県労働局	個別労働関係紛争の解決の促進に関すること(相談、助言・指導、紛争調整委員会によるあっせんの事務)	D	・国と都道府県がそれぞれ労働相談や紛争解決を行う二重行政が生じていることから、地域の実情やニーズに応じて一元的、総合的な対応が可能な地方に移譲すべき。
3	都道府県労働局	国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督、並びに地方自治体が行う無料職業紹介事業の監督	B	・無料職業紹介事業と密接な関係を有することから、当該事業の地方移管に併せて、一体的に移譲すべき。 ・全国規模で事業展開している事業者に対する監督について、都道府県が連携して対応しているNPO法人の監督(特定非営利活動活動促進法)や建設業の監督(建設業法)等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。

4	都道府県 労働局	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業	B	・安倍内閣が重点課題としている経済再生において、ハローワークの開放を検討していることを踏まえ、現在埼玉県及び佐賀県で実施している「ハローワーク特区」における効果等について、直ちに検証を行い、無料職業紹介事業を移譲すべき。 ・地方自治体が行う無料職業紹介事業の法的位置づけを明確化するとともに、国のシステム・端末を地域の雇用施策の充実強化のため、希望する全ての地方公共団体が低コストで利用できるようにすべき。 ・職業紹介の端末情報を地方・民間に提供することが検討されているが、公的性格を有する地方には国と同内容の情報提供がなされるべき。
5	都道府県 労働局	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等	B	・無料職業紹介事業と密接な関係を有することから、当該事業の地方移管に併せて、一体的に移譲すべき。 ・全国統一的な基準（失業保険の認定基準、労働条件に関する基準、労働災害保険の認定基準、保険料等）の設定は国に残すが、それ以外の雇用保険に係る書類の受付、認定・給付等の事務を地方が一体的に行うことで事務の効率化が図られ、利用者にとって利便性が向上することから、包括的に移譲すべき。 ・なお、国は雇用保険の適切な運用ができなくなるのではないかと指摘をするが、雇用保険をこれまでどおり全国単位で維持することを想定しているため地域格差は生じない。また、職業紹介と雇用保険の認定・給付の一体的な事務移管を求めており、両者の分離による濫給も発生しない。
6	地方農政局	・食の安全及び消費者の信頼の確保に向けた情報提供及び消費者との意見交換や消費者相談 ・食育の推進に関する事務（地方自治体に対する助成） ・同上（民間に対する広報啓発）	D	・本件補助事業については、住民に身近な行政に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。

7	地方農政局	・園芸農産物、穀類、地域特産作物、畜産物、飲食料品、飼料、油脂等の生産、流通及び消費の増進等並びに環境保全や鳥獣被害・災害対策等に関する事務(民間に対する調整) ・同上(地方自治体に対する助成) ・同上(地方自治体による生産・流通対策等に係る調整)	D	・本件補助事業については、実態として事業実施主体である協議会の事務を都道府県や市町村が行っている例があるなど、地域産業を理解し事業者と身近に接する地方自治体が行うべき事業であることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。
8	地方農政局	・土地改良事業等の実施(直轄事業の調査、計画等) ・土地その他の開発資源の調査に関する事務 ・直轄事業の実施や国有財産である国営造成施設の利活用に必要な農業水利調整 ・土地改良事業等の実施(直轄事業の実施)	B	・広域のかつ大規模で真に国が責任を負うべきものを除き、希望する都道府県へ移譲すべき。 ・整備等に必要な財源措置について、国から財源フレームを提示すること。
9	地方農政局	農地の転用に関する事務	C	・土地利用法制と所管省庁は法制・所管ともに縦割り。農地転用の許可事務は、農地単体ではなく、公益性のバランスを考慮しながら、地域における総合的な土地利用を図る観点から判断する必要がある。 ・農地の重要性については地方も認識しており、適正な審査を行っている。実情を把握する地方が事務を行うことで事務の迅速化が図られ、地域における農業の事情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となることから、移譲すべき。
10	経済産業局	新規産業の環境整備に関する事務 ・産業クラスターの支援	C	・次世代成長産業の育成・振興施策、中小企業・ベンチャー企業の支援、地域産業の振興等については、全国的な視点があるとしても地方が実施することで、ワンストップできめ細かな支援及び保有する情報やネットワークを活用した総合的な施策展開が可能となる。このことから、産業クラスター計画の発展形に対する補助事業と位置付けられている「地域新産業戦略推進事業」については、自由度を高めて都道府県に交付すべき。

11	経済産業局	新規産業の環境整備に関する事務 ・ソーシャルビジネスの振興に関する事務	C	・次世代成長産業の育成・振興施策、中小企業・ベンチャー企業の支援、地域産業の振興等については、全国的な視点があるとしても地方が実施することで、ワンストップできめ細かな支援及び保有する情報やネットワークを活用した総合的な施策展開が可能となることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。
12	経済産業局	技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 ・地域技術の振興に関する事務(地域イノベーション)	C	・地方が、地域のシーズを活用してイノベーションにつなげることで、経済の活性化が図られ日本全体の競争力強化につながると考える。全国的な視点があるとしても地方が実施することで、事業者の利便性、事業執行の機動性も向上することから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。
13	経済産業局	技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 ・情報処理の促進に関する業務	C	・全国的視点があるとしても、地域の中小企業等の情報化や地域のIT企業への支援は地域の実情に精通した地方が行うべきであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。
14	経済産業局	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・ものづくり高度化支援に関する事務	C	・全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点のみならず、地域ものづくり産業の高度化のため、地方が地域の中小企業のニーズに基づくきめ細かい支援を行うことが必要である。全国的視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。 ・計画の認定に係る国の関与については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の範囲内とすべき。
15	経済産業局	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・新連携支援に関する事務	C	・全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点のみならず、地域新連携支援のため、地方が地域の中小企業のニーズに基づくきめ細かい支援を行うことが必要である。全国的視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。 ・計画の認定に係る国の関与については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の範囲内とすべき。

16	経済産業局	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・中小企業の地域資源活用に関する事務	C 一部D	・全国レベルの先端的なモデル事業など全国的な視点のみならず、中小企業の地域資源活用のため、地方が地域の中小企業のニーズに基づき細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。 ・計画の認定に係る国の関与については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の範囲内とすべき。
17	経済産業局	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・農商工連携に関する事務	C	・農商工連携による中小企業の経営向上、新事業の創出は、迅速かつきめ細かな支援が必要であり、地域性が高い施策である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。 ・計画の認定に係る国の関与については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の範囲内とすべき。
18	経済産業局	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・中小企業再生支援に関する事務等	C	・国の支援基準に沿って再生支援を行うことから地域毎に異なる運用となる余地はほとんどないこと、知見の集約や情報共有は国でなくても十分可能であること、債権放棄は適正な手続きがあれば地方としても対応せざるを得ず、地方が行う認定支援機関の認定や監督には影響がないことから、移譲すべき ・計画の認定に係る国の関与については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の範囲内とすべき。
19	経済産業局	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・地域商店街活性化法に関する事務等	C	・商店街活性化に関する事務は地域の実情に応じた視点が必要であり、市町村や地域と緊密に連携している都道府県での実施が効率的である。全国的な視点があるとしても事業者への利便性の確保や迅速な事業執行の確保の観点から現場に近い都道府県が行うことが適当と考えられるため、自由度を高めて都道府県に交付すべき。 ・計画の認定に係る国の関与については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の範囲内とすべき。

20	経済産業局	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する業務 ・JAPANブランド育成支援事業の事務	C	・全国レベルの先進的なモデル事業など全国的な視点のみならず、JAPANブランド育成支援のため、地方が地域の中小企業のニーズに基づくきめ細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。
21	経済産業局	中小企業の取引の適正化、事業活動の機会の確保に関する事務 ・下請代金法に基づく検査、勧告 等	C	・統一的な運用は都道府県間の情報共有や連携などにより確保することが可能であり、事業者に対する報告徴収・立入検査・公取委に対する措置請求権限を都道府県へ一律移譲すべき。 ・全国規模で事業展開している親事業者に対する監督について、都道府県が連携して対応しているNPO法人の監督(特定非営利活動活動促進法)や建設業の監督(建設業法)等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。
22	経済産業局	中心市街地の活性化に関する事務 ・戦略的中心市街地商業等活性化支援に関する事務 等	C	・中心市街地活性化に関する事務は地域の実情に応じた視点が必要であり、市町村や地域と緊密に連携している都道府県での実施が効率的である。全国的な視点があるとしても事業者への利便性の確保や迅速な事業執行の確保の観点から現場に近い都道府県が行うことが適当と考えられるため、自由度を高めて都道府県に交付すべき。 ・計画の認定に係る国の関与については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の範囲内とすべき。
23	経済産業局	企業立地促進に関する事務 ・新規立地に繋がる人材育成支援に関する事務等	C	・企業立地促進に関する事務については、国際競争力を有する企業を中核として産学官連携による産業集積の形成及び活性化に向けた取組みを行っており、全国的な視点があるとしても、地域の強みを活かすことにより当該地域から我が国全体の産業競争力強化に資する産業発展が期待できることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。 ・計画の認定に係る国の関与については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の範囲内とすべき。

24	経済産業局	工業用水道事業法の施行に関する事務 ・給水開始前の届出、事業休止 等 →工業用水道事業法の施行に関する事務 ・自家用工業用水道布設の届出、届出事項の変更の届出、給水廃止の届出及び給水に関する報告	C	・国は都道府県と民間業者等がイコールフットィングで競争する立場であることを理由に移譲困難としているが、同一案件について競争関係にあるものではなく、困難理由に当たらないため、移譲すべき
25	経済産業局	自動車リサイクル法の報告徴収・立入検査	C	・本件事務を共管する地方環境事務所の検討結果にあわせ、地方に移譲すべき。 ・移譲に当たっては、報告徴収・立入検査の権限とともに、指導・勧告・措置命令等の権限を併せて地方に移譲すること。また、他省共管であるため、他省所管分も調整し、まとめて移譲すべき。 ・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。
26	地方整備局	砂防等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施	D	・特殊な対応を必要とする直轄砂防事業など地方で対応が困難なものを除き、希望する都道府県への移譲とする。 ・整備等に必要な財源措置について、国から財源フレームを提示すること。
27	北海道開発局	砂防等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施	D	・地方整備局の業務における対応と同じ。 ・協議に当たっては、北海道特例などの北海道開発の基本的な枠組みが堅持されることが前提。

28	北海道開発局	・土地改良事業等の実施(直轄事業の調査、計画等) ・土地その他の開発資源の調査に関する事務 ・直轄事業の実施や国有財産である国営造成施設の利活用に必要な農業水利調整 ・土地改良事業等の実施(直轄事業の実施)	B	・広域的かつ大規模で真に国が責任を負うべきものを除き、希望する都道府県へ移譲すべき。 ・整備等に必要な財源措置について、国から財源フレームを提示すること。
29	地方運輸局	自動車運送事業に対する助成(自動車運送事業に関する助成)	C	・本件補助金については、地域振興にも関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。
30	地方運輸局	観光振興等(民間に関する助成、国際観光振興、地域に対するコンサルティング等)	D	・観光圏整備実施計画の認定事務について、必要な措置が図られているとしているが、一の都道府県内の計画の認定権限について移譲されていないため、地域の創意・工夫に基づく観光地づくりを促進する観点から移譲すべき。 ・移譲にあたっては、観光地域づくりプラットフォーム及び観光地域ブランド確立支援等の観光地域づくりのための事業も一体として都道府県を実施主体とすべき。 ・計画の認定に係る国の関与については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の範囲内とすべき。

31	沖縄総合事務局	振興開発計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務(総務部)	D	沖縄振興計画の策定主体を沖縄県としたことや、沖縄振興交付金制度の創設などは、沖縄振興に分権的視点を持って取り組まれたことの表れであり、評価されるべきと考える。 しかしながら、沖縄総合事務局は、沖縄県との業務の重複が見られ、国と沖縄県の役割分担を見直す必要性が残っている。 沖縄の特殊事情に基づいて国の責務とすべき一部の事務・権限を除き、ガバナンスの確保の観点から、沖縄総合事務局の事務・権限を沖縄県に移譲することを要望する。
32	沖縄総合事務局	振興開発計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務(財務部)	D	
33	沖縄総合事務局	振興開発計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務(農林水産部)	D	
34	沖縄総合事務局	振興開発計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務(経済産業部)	D	
35	沖縄総合事務局	振興開発計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務(開発建設部)	D	
36	沖縄総合事務局	二級河川の改良工事、維持又は修繕及び特定多目的ダムの管理の実施	D	
37	沖縄総合事務局	振興開発計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務(運輸部)	D	